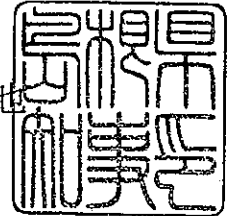


原 第 2 0 0 号
令和4年6月16日

内閣官房長官 松野 博一 様

島根県知事 丸山 達也
(防災部原子力安全対策課)



中国電力島根原子力発電所2号機に係る要請について

令和3年9月15日付け20210915資第3号で経済産業大臣から理解要請のありました「中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の方針について」は、現状においてはやむを得ないと考え、別紙のとおり回答しましたので、御承知願います。

このたびの経済産業大臣への回答に当たり、貴職におかれては、下記事項について、適切な対応をいただくよう要請します。

また、出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から別添の意見の提出があり、これを添付するので、本県の要請事項と同様、適切な対応をいただくよう要請します。

記

1. ロシア軍がウクライナの原子力発電所に対する砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、最大の抑止力となる。
ついては、国において、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。
2. 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。
また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。
3. 万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すこと。